

空家等を活用した魅力的なまちづくりを応援します！

米原市空家地域活性化活用補助金

Ver202504



要事前申請

R7年12月末まで

に申請必要

補助対象者	改修工事を施工する空家等の所有者または賃借者（予定を含む） ※ 個人、法人、団体等を問わず、どなたでも申請可能 です。
対象物件	空家バンクに登録されている空家等のほか、市内に存する建築物のうち、現に使用されていないもの
補助対象事業	市内事業者による 100 万円以上の空家等の地域活性化施設への改修工事 【地域活性化施設とは】 ○観光交流施設（公益性を有するものに限る。） ○高齢者、子ども等の居場所づくりに資する施設 ○多世代交流施設 ○テレワークスペース、シェアオフィス等（利用者が各々の独立した仕事をする際に共同で利用する施設） ○お試し移住施設（1 月程度の滞在が可能な設備および宿泊プランを有するもの。） ○その他、市長が認める地域活性化に資する施設
補助条件	○補助金の交付を受けた年度内に交付決定を受けた用途で空家等の使用を開始し、当該用途で 10 年以上継続的に活用すること。 ※10 年以内に活用されなくなった場合、補助金を返還していただくことになります。 ○空家等が存する自治会等に事前に説明を行い、理解を得ていること。 ○交付決定を受ける年度の 2 月末日までに工事費用の支払まで完了する改修工事であること。 ○過去に当該補助金の交付を受けていないこと。 ※この事業は対象期間中、同一申請者に対して 1 度のみの補助事業です。
補助金額	上限 100 万円（補助率 2 / 3） ※備品購入費、備品の取付工事、外構工事、他の補助制度の対象となった経費などは補助対象外です。

この補助金は、空家等の利活用を促進し地域活性化を図るため、空家等を地域活性化施設に改修する工事に要した費用に対して予算の範囲内で支援するものです。

詳細は、米原市公式ウェブサイトをご覧ください。市役所へお問い合わせください。

お問い合わせ

米原市まち整備部シティセールス課
滋賀県米原市米原 1016 番地（本庁舎）
TEL:0749-53-5140 FAX:0749-53-5139